○国土交通省告示第　　号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の二の二第一項第九号の規定に基づき、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　年　月　日

国土交通大臣　井林　辰憲

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程の一部を改正する告示

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第一条　この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　「大型普通自動車」とは、規則別表第四の対象とする自動車の種類の欄に掲げる普通自動車（車両総重量が八トン以上のもの、最大積載量が五トン以上のもの又は乗車定員が三十人以上のものに限る。）をいう。 六　「中型普通自動車」とは、規則別表第四の対象とする自動車の種類の欄に掲げる普通自動車（最大積載量が二トンを超えるもの又は乗車定員が十一人以上のものに限り、大型普通自動車を除く。）をいう。	（用語の定義） 第一条　この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 一～四　（略） （新設）
（事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類） 第二条　自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。） イ　普通自動車（大型普通自動車を除く。）、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッドの交換	（新設） （事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類） 第二条　自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」又は法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。） イ　普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換

ロ　大型普通自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」に該当するものを除く。）

ハ　普通自動車（大型普通自動車を除く。）、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキ・ドラム（センタ・ブレーキ・ドラムを除く。以下同じ。）を取り外して行うブレーキ・ライニングの交換又はブレーキ・ドラムを取り外すために必要となる動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）若しくは走行装置のうちホイール・ベアリング若しくはリア・アクスル・シャフトの取り外し

ニ　普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」に該当するものを除く。）

ホ　大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備

（新設）

（新設）

ロ　普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し

ハ　大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

」に該当するものを除く。）

（訪問特定整備等事業者の遵守事項）

第七条　訪問特定整備等事業者は、法第九十一条の三に規定する事項を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四　（略）

五　限定訪問特定整備のうち第二条第二号イからハまでに掲げるもの（大型普通自動車又は中型普通自動車に係るものに限る。）を行う場合は、訪問特定整備士等を二人以上従事させるとともに、安全性の確保を図るための措置を講ずること。

六　限定訪問特定整備のうち法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」に該当するものを行う場合は、当該限定訪問特定整備に係る自動車の種類に応じ規則別表第四に掲げる点検作業場の規模の基準を満たす場所において行うとともに、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図るための措置を講ずること。

七～十一　（略）

（訪問特定整備等事業者の遵守事項）

第七条　訪問特定整備等事業者は、法第九十一条の三に規定する事項を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

五～九　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に第三条第一項の規定による届出をしている訪問特定整備等事業者が行う限定訪問特定整備であって、この告示による改正前の第二条第二号に規定する限定訪問特定整備（同号イに掲げるものに限る。）に該当するものについては、令和九年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の第七条第五号の規定は、適用しない。